AE—㉗—1228　株式会社ショウワ
E—⑭—45488　株式会社ケーズクラフト
E—⑳—45489　株式会社ＷＥＳＴ
E—⑬—45491　株式会社プレステージ
E—③—45493　佐々木　典子
E—⑬—45494　株式会社丸の木
E—㊸—45495　室内美装さいとう株式会社
E—㊵—45496　三角　政徳
E—⑩—45497　湯浅　良則
E—㉗—45498　降籏　紀彦
E—㉗—45499　株式会社たくみ工芸
E—⑭—45500　有限会社光貴
E—㉒—45501　篠原　利治
E—㉒—45502　青木　一彦
E—㉗—45503　上野　茂
E—㉗—45504　株式会社ユニトラ
E—㉔—45505　杉将トラスト株式会社
E—⑬—45506　株式会社アイザック
E—㉗—45507　株式会社ウイル
E—⑪—45508　合同会社Ｆ・Ｄ—２
E—⑭—45509　有限会社アルテック
E—⑬—45510　株式会社はんざわ
E—㉒—45511　株式会社玉川きこり社
E—㉘—45512　福森　浩
E—㊺—45513　小川　正宏
E—㊵—45514　アビカーレ株式会社
E—㉓—45515　有限会社インテリア・ボン
E—④—45516　株式会社エムジェイ
E—①—45517　三晃化学株式会社
E—㉗—45518　有限会社インテリアリョウトー
E—①—45519　有限会社シマデザイン
E—㉓—45520　旭東海株式会社
E—㉒—45521　株式会社クワバラ
E—⑦—45522　株式会社宮川
E—㉖—45523　白石　典正
E—⑯—45524　有限会社インテリア　ムラモト
E—⑭—45525　有限会社シモムラ商会
E—⑭—45526　協進フルマーク工業株式会社
E—⑫—45527　株式会社プロスタッフ
E—①—45528　株式会社大岩工業
E—㉓—45529　鷲田　啓介
E—⑳—45530　今井　秀武
E—⑪—45531　株式会社アールインテック
E—㊵—45532　株式会社東リセンター
E—㊱—45533　有限会社宇山内装
E—㉒—45534　株式会社フォーデック
E—㉓—45535　株式会社岡田工房
E—①—45536　有限会社インテリア三峰
E—㉘—45537　山本　哲郎
E—㊵—45538　野田　雄治
E—㊵—45539　榊島　潤
E—④—45540　シンコールアイル株式会社
E—⑲—45541　志村　誠
E—⑬—45542　株式会社ＩＴＣ
E—㊻—45543　福永　賢仁
E—㉚—45544　株式会社空間イズム
E—㉚—45545　高垣　祥幸
E—㊼—45547　株式会社モン・シュマン
E—⑩—45548　齋藤　邦博
E—③—45549　株式会社Ａ・Ｚハウスクリーン
E—⑬—45550　株式会社インテリアデザイン前崎
E—㉝—45551　長尾　努
E—㉝—45552　込山　宏宣
E—①—45553　有限会社やまむら室内美装
E—㉘—45554　株式会社播敷
E—⑫—45562　株式会社松栄
E—㊹—45564　株式会社佐藤内装
F—㉘—1478　株式会社ＡＲＴ　ＰＬＡＮ
F—㉘—1479　株式会社明商
F—㉙—1480　有限会社プラスタス
F—㉘—1481　中日輸船商事株式会社
F—㉘—1482　株式会社三樹

○法務省告示第十号

愛知県津島市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成三十年一月十日

法務大臣　上川　陽子

愛知県津島市南門前町二丁目六番地　大江久太郎

○法務省告示第十一号

福岡県田川郡福智町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成三十年一月十日

法務大臣　上川　陽子

福岡県田川郡方城村大字伊方三千九百七十三番地　白石　俊雄

○法務省告示第十二号

大阪府羽曳野市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成三十年一月十日

法務大臣　上川　陽子

大阪府南河内郡古市町大字古市三百九十三番地　駄田井浅次郎

○財務省告示第二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十二月四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七百二十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆五千八百七十四億七千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で八千二十五億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆五千八百九十三億九千二百三十五万九千二百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千二十九億三千十四万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年十二月四日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四銭六厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五銭三厘六毛

十二　償還期限　平成三十年三月十二日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十九年十二月四日